

PEPS 掲載論文に関わる研究活動における不正行為が疑われる場合の対応(内規)

2020 年 10 月 09 日 理事会制定

(準拠する規範)

1. 日本地球惑星科学連合(JpGU)会員行動規範に「会員は、研究の実施と研究費の使用等にあたっては、法令や関連規則を遵守する」ことが定められている。PEPS は JpGU 公式出版物であり、会員のみならず非会員も論文の投稿に際しては、本規範に準拠することが求められる。

(研究活動における不正行為)

2. 研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)とは、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為で、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、他者の研究成果等の盗用、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、隠蔽・立証妨害などをいう。なお、科学的に適切な方法により得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

(不正行為調査ワーキンググループの設置)

3. PEPS 編集委員会総編集長(以下「総編集長」という。)は、PEPS 掲載論文に関わる不正行為が存したと疑われる情報を認識した場合、その旨を編集長会議に報告するとともに、当該不正行為が存したことを疑うに足る相当な理由があるか否かについて調査する不正行為調査ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置することができる。

PEPS 掲載論文に関わる不正行為が存したとする告発が、日本地球惑星科学連合又は PEPS 編集委員会に対してなされた場合、総編集長は、その旨を編集長会議に報告するとともに、原則として、ワーキンググループを設置しなければならない。

ワーキンググループは、原則として、総編集長、調査対象論文を担当した分野別編集長、ハンドリング・エディターを含む 3 名以上の委員で構成する。

ワーキンググループによる調査においては、主として、調査対象論文及びそれに係る実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査を行うものとする。

ワーキンググループにおける調査が終わる前に調査対象論文が取り下げられた場合、ワーキンググループは取り下げに至った経緯・事情を含めて、更なる調査を進めるか否かを判断するものとする。

ワーキンググループは、必要な調査を終えた場合、当該不正行為が行われたことを疑うに足る相当な理由があるか否かについての調査結果を日本地球惑星科学連合会長(以下「会長」という。)に報告する。

(調査委員会の設置)

4. ワーキンググループの調査結果により、当該不正行為が行われたことを疑うに足りる相当な理由があるとされた場合、総編集長は調査委員会を設置する。

調査委員会は、ワーキンググループの構成委員に加え、論文の内容の分野を専門とする研究者(若干名)から構成される。ただし、調査対象論文の著者およびその利害関係者は加えない。また、当該不正行為の調査が告発を受けて行われた場合、当該告発者も調査委員会に加えない。

調査委員会は、設置後速やかに当該調査可能性等を検討し、会長に対し中間報告を行う。この時点で不正行為の疑念が払拭されない場合には、責任著者の所属する機関に連絡する。

(調査委員会における調査)

5. 調査委員会は、ワーキンググループでの調査結果を踏まえたうえで、更に、関係者のヒアリング、再実験の要請などを行なう。この際、調査対象論文の著者から弁明の聴取が行われなければならない。これらの調査の結果、疑念が払拭されない場合、調査委員会は、調査対象論文の著者に対して、再実験などにより再現性を示すことを積極的に求めなければならない。また、調査対象論文の著者が、自らの意思によりそれを申し出た場合には、その機会の確保に努めなければならない。

(調査委員会における不正行為の認定)

6. 調査委員会は、必要な調査を終えた場合、当該不正行為が行われたか否かについての判断を行う。当該不正行為が行われたと認定する場合には、その当該不正行為の具体的内容を、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割を明らかにするものとする。

(調査委員会における論文取り下げの勧告)

7. 調査委員会は、当該不正行為が行われたと認定した場合には、著者に論文取り下げを勧告する。

(不服申立)

8. 調査委員会により当該不正行為が行われたとの認定があった場合、調査対象論文の著者は、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(報告、公表)

9. 調査委員会により当該不正行為が行われたとの認定があった場合、調査委員会は、速やかに、調査結果を会長に報告し且つ公表する。

公表内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査委員会が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員会及びワーキンググループのメンバーの氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

調査委員会により、不正行為が行われなかったと認定された場合には、原則として調査結果を公表しない。悪意に基づく告発があったと認定された場合には、そのように判断した調査結果を、告発者の氏名・所属と併せて公表する。

(ペナルティ)

10. 不正行為が認められた論文の筆頭著者および責任著者は、当該不正行為が認定された日から起算して5年間、PEPSへの投稿および日本地球惑星科学連合での発表を認めない。これには、共著論文および共同発表も含まれる。

(告発者に対する通知)

11. 告発を受けてワーキンググループの調査が行われたものの当該不正行為が行われたことを疑うに足る相当な理由があるとは認められなかった場合、あるいは調査委員会の調査が行われたものの当該不正行為が行われたとの認定がなされなかった場合には、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。